

12月4日～10日は人権週間

みんなで築こう 人権の世紀

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

人権週間強調事項 (26年度法務省制定)

- ▶ 女性の人権を守ろう
- ▶ 子どもの人権を守ろう
- ▶ 高齢者を大切にすることを育てよう
- ▶ 障害のある人の自立と社会参加を進めよう
- ▶ 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ▶ アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ▶ 外国人の人権を尊重しよう
- ▶ HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- ▶ 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- ▶ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ▶ インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ▶ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ▶ ホームレスに対する偏見をなくそう
- ▶ 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ▶ 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- ▶ 人身取引をなくそう
- ▶ 東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

日時 12月5日(金) 午後2時

ハードル(障がい)を跳び越えて
〜家族三人四脚のアスリート

講演会

内容 区立小・中学校の児童・生徒の人権作品の展示等
入場料 無料

人権パネル展
北朝鮮人権侵害問題パネル展

期間 12月4日(木)～10日(水)
会場・時間 ▼荒川さつき会館:
午前9時～午後5時
▼南千住図書館:火～土曜日、
午前9時30分～午後7時30分、
日曜日、午前9時30分～午後5時
(8日(月)は休館)

国際連合は、昭和23年の世界人権宣言の採択を記念して、12月10日を「人権デー」と定めており、我が国でも、12月4日～10日を「人権週間」と定め、女性の人権、子どもの人権、同和問題、外国人の人権など、さまざまな人権に関する意識の啓発に努めています。人権を守っていくためには、お互いを思いやり、人と人との絆を大切にする温かい地域社会を築いていくことが大切です。皆さんも、この機会に改めて、人権の大切さや、人権の守られる地域社会を築くために自分ができることについて考えてみませんか。

問合せ 総務企画課 ☎内線2271

北朝鮮人権侵害問題 啓発週間

18年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、北朝鮮人権侵害問題啓発週間が定められました。拉致問題その他の北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めましょう。

12月10日
16日

*詳細は、お問い合わせ下さい

会場 4時
ムーブ町屋3階ムーブホール
講師 高田裕士氏(デフリンピック陸上競技・400メートルハードル選手)、高田千明氏(パラリンピック陸上競技・走幅跳選手)

窓



荒川区長・特別区長会会長 西川 太一郎

平和への勇気と人権

「私たちは、自分たちの権利のために声を上げ、私たちの声を通じて変化をもたらします。自分たちの言葉の力を、強さを信じましょう。私たちの言葉は、世界を変えられるのです。」
これは、今年のノーベル平和賞を受賞したマララ・ユスフザイ氏が25年、ニューヨークの国連本部で行った演説の一説です。

この演説の最後に、マララ氏「私たちは、自分たちの権利のために声を上げ、私たちの声を通じて変化をもたらします。自分たちの言葉の力を、強さを信じましょう。私たちの言葉は、世界を変えられるのです。」
これは、今年のノーベル平和賞を受賞したマララ・ユスフザイ氏が25年、ニューヨークの国連本部で行った演説の一説です。

「何か気になる」「何か心配」ということがあれば、区または最寄りの地域包括支援センターにご連絡下さい。秘密厳守で解決に向けて対応します。

虐待を未然に防ぎ、高齢者とその家族を孤立させないためには、区民の皆さんの協力が不可欠です。日常生活でのあいさつや声掛けによる見守り、介護している家族への言葉掛けなど、気軽に出来ることから始めて、高齢者虐待を防ぐ取り組みの輪を広げていきましょう。

問合せ 高齢者福祉課 ☎内線2671

安心して暮らせる地域づくりを 高齢者虐待を防ぐ取り組みの輪

荒川区の高齢化率は、10月現在で23%となっており、今後も緩やかに増加していくものと予測されています。高齢化の進展に伴い、高齢者虐待が大きな社会問題となっています。

高齢者虐待とは
高齢者に対する虐待は、暴力的な行為(身体的虐待)だけではなく、暴言や無視、いやがらせなどの行為(心理的虐待)、必要な介護サービスを利用させない、世話をしないなどの行為(介護や世話の放棄、放任)、勝手に高齢者の資産を使ってしまうなどの行為(経済的虐待)などがあります。

高齢者虐待は、決して特別な人が起こすものでも、特殊な環境によつて起こるものでもありません。介護の大変さや認知症に対する理解など、さまざまな要因が重なって発生するのです。一人ひとりが身近な問題として関心を持つことが、虐待の防止や早期発見につながります。

また、高齢者が危険な状態に陥っている場合があるのも特徴です。例えば、介護の苦勞話として、排泄の失敗等を人前で話してしま

区では、要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、住まい・医療・介護予防・生活支援が一体的に提供される「荒川区版地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

「何か気になる」「何か心配」ということがあれば、区または最寄りの地域包括支援センターにご連絡下さい。秘密厳守で解決に向けて対応します。

虐待を未然に防ぎ、高齢者とその家族を孤立させないためには、区民の皆さんの協力が不可欠です。日常生活でのあいさつや声掛けによる見守り、介護している家族への言葉掛けなど、気軽に出来ることから始めて、高齢者虐待を防ぐ取り組みの輪を広げていきましょう。

問合せ 高齢者福祉課 ☎内線2671